

託児サービス利用案内

託児サービス付訓練コース

パソコン・事務習得科（横手市）

訓練期間 令和7年5月29日（木）～ 令和7年8月28日（木）

託児サービス 利用対象者	上記職業訓練の受講対象者（受講生募集リーフレット参照）であって、次のいずれにも該当する方 1. 就学前の0歳から5歳までの児童の保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。以下同じ）であって、職業訓練を受講することによって、当該児童を保育することができない方であり、かつ、同居親族その他の者が当該児童を保育することができない方。 2. 現在、年間または月極契約で保育施設に当該児童を預けていない方。 3. 選考会を経て、大曲技術専門校長が、利用希望者から提出された「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」等に基づき、当該訓練受講に際し、託児サービスの利用が必要であると認めた方。
託児定員	4名（但し、2歳から5歳までの児童が4名の受け入れとなります。） ※託児サービスの利用を希望する方で、2名以上の利用を希望する場合はご相談ください。 ※当該児童の健康状態（病児）によっては、お預かりできない場合があります。 ※当該児童が障がい等をお持ちで施設による十分な保育の提供が行われないと見込まれる場合は、託児サービスの利用はできませんので、予めご了承ください。 ※感染症の流行状況によっては、お受けできない場合もあります。
託児サービス 提供施設	・ 社会福祉法人 睦福社会 むつみ幼保連携型認定こども園〔2歳から5歳までの児童〕 〒013-0064 横手市赤坂仁坂 105-20 TEL 0182-33-2777 FAX 0182-33-2715 ※ 4月時点での年齢で各施設の入所となります。 ※ 託児サービス提供施設の場所は裏面の地図をご覧ください。
保育の プログラム	8：30～9：00 登園 9：00～9：30 あそび 9：30～10：00 おやつ 10：00～12：00 戸外での遊び 12：00～13：00 昼食 13：00～15：00 昼寝 15：00～16：00 おやつ 16：00～16：30 降園
持ち物に ついて	バック、上履き、着替え、紙おむつ等は、各家庭でご準備いただきます。
託児サービス 利用料	訓練期間中の託児サービス利用料は、無料です。 ただし、無料の利用時間は8：30～16：30までの時間となります。 なお、訓練日以外(就職活動日等)の日や訓練の欠席、遅刻・早退に該当する日や時間は、託児サービスの対象になりません。 ※訓練開始前に数日間「ならし保育」を行う場合があります。(有料となります)
自己負担 経費等	紙おむつ等の経費は託児利用者の負担となります。ただし2歳児の食事、おやつ代に関しては無料です。
その他 特記事項	給食についてアレルギーのあるお子さんは事前にお知らせください。 面談はお一人につき2時間程度を予定しております。
申込方法	職業訓練の応募締切日までに、職業訓練受講に係る「受講申込書」と併せて「職業訓練受講期間中に係る託児サービス利用申込書」により託児サービスの申込みを行ってください。 利用申込みされた方は、親子で施設見学及び施設担当者との面談をしていただきます。 なお、託児施設見学及び面談の日時については、下記の訓練委託先の担当者から連絡します。 訓練委託先：株式会社しすてむ工房 TEL0182-32-7748（担当者：原田・山影）

【交通機関】

バス：横手支援学校前下車徒歩 1分

【地図】 「むつみ幼保連携型認定こども園」



「むつみ幼保連携型認定こども園」から「株式会社しすてむ工房」まで 車で5分



託児サービス利用申込書

令和 年 月 日

(宛先) 秋田県立大曲技術専門校長

職業訓練受講期間中に係る託児サービスの利用について、以下のとおり申し込みます。
 なお、記入内容については、事実と異なることの無いことを宣誓します。

訓練コース名	科 (市)		
受講者(保護者)氏名	ふりがな	続柄	自宅電話番号
受講者(保護者)住所	ふりがな	緊急連絡先※	

●託児サービス利用対象児童 (就学前の乳児・幼児に限る) ※緊急連絡先は、確実に連絡が取れる連絡先を記入してください。

利用対象児童①	氏名 ふりがな	生年月日 平成 年 月 日生 令和	年齢 __歳__か月	性別 男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				
利用対象児童②	氏名 ふりがな	生年月日 平成 年 月 日生 令和	年齢 __歳__か月	性別 男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				
利用対象児童③	氏名 ふりがな	生年月日 平成 年 月 日生 令和	年齢 __歳__か月	性別 男・女
特に伝えておきたい児童の情報等				
託児サービス利用希望期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (訓練期間内)			
託児サービス利用希望施設				
託児サービスの利用を必要とする理由	次のいずれにも該当する (チェックしてください) ☐ 就学前の児童の保護者であって職業訓練を受講することによって当該児童を保育することができない ☐ 同居親族その他の者が当該児童を保育することができない			
確認事項	裏面「託児サービスの利用申込にあたって」をご理解の上、お申し込みください。 ☐ 託児サービスが利用できない場合、訓練を受講しません。 ☐ 託児サービスが利用できない場合でも、訓練を受講します。 (この欄に記入した内容が、選考試験結果に影響することはありません。)			

●託児サービス利用対象児童の家庭の状況 (受講者及び利用対象児童を除き、同居の場合に限る)

氏名	利用対象児童との続柄	生年月日	職業	状況

〈注意〉 訓練の受講及び託児サービスの利用が確定した方の当該託児サービス申込書は、訓練実施機関及び託児サービス提供機関へ情報提供されます。この申込書によりご提供いただいた個人情報については、個人情報保護法等により取扱い、訓練期間中の託児サービスの利用目的以外に使用することは一切ありません。

公共職業安定所受付印

託児サービスの利用申し込みにあたって

- ・ 受入児童数を超えて応募があった場合は、1 家族につき 1 人とさせていただきます。また、託児サービス利用希望者数が受入児童数を超えた場合には、選考結果により利用の可否を決定させていただきます。
- ・ 託児サービス利用申込書を提出した後の利用対象児童等の変更は認められません。
- ・ 託児サービスは、訓練期間中の訓練時間（休憩時間や登園・降園に要する時間を含む）のみ利用できるもので、訓練日以外の日や訓練を欠席した場合は原則として利用できません。
- ・ 託児サービス利用対象児童は、就学前の乳児・幼児です。訓練期間中に就学する場合は、その前日までの利用となります。
- ・ 訓練期間中、一部の期間のみ託児サービスを受けることはできません。
- ・ お子様が持病や障害をお持ちの場合や集団での保育に配慮が必要と思われる場合は、事前に受け入れ可能かどうかを確認させていただくため、利用申し込み前に必ず問い合わせ下さい。
- ・ お子様が病気、発熱等を発症されてる場合は、原則として託児施設は利用できません。
- ・ 託児サービス利用料は無料ですが、食事、ミルク、おむつ代等については利用者（受講者）負担となります。
- ・ その他、託児サービス利用にあたっての要件については「託児サービス利用案内」を御覧ください。